

【重 要】

来院者様へ

新型コロナウイルス感染対策による電話等 を用いた診療や処方箋の対応について

政府決定による「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」により、慢性疾患を有する定期受診患者様について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合については、新型コロナウイルスの感染源と接する機会を少なくするため、電話による診療等により処方箋を発行する対応ができることとなりました。

希望される患者様の状態を医師が確認し、診察が早急に必要のないと判断された場合は、調剤薬局店に処方箋情報を連絡しますので、先ずは受診されている外来までご連絡をお願いします。

※医師に受診が必要であると判断された患者様は本対応ができませんのでご理解願います。(診療科ごとの判断となります)

名寄市立総合病院